

## 樣式 A — 1

## 申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 12 月 日作成)

[所管：上下水道局経営部総務課]

**様式 B-1****申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間**

	処分名	行政財産の使用許可
	根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項、地方公営企業法第 33 条第 3 項
	所管部課（室）係名	上下水道局経営部総務課
審査基準	関係条項	豊中市財務規則第 122 条第 1 項
	基 準	<p>主管部課長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。</p> <p>(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 7 年 12 月 日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 40 日（新規事案）、30 日（継続事案）（注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 上記のとおり（上下水道局経営部総務課）
	設定等年月日	令和 7 年 12 月 日設定
備考		